



平成 22 年 7 月 14 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航

電話番号：03-5456-3051

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、平成 21 年 3 月 23 日に当社監査役を代表者として提起しておりました損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 7 月 14 日

2. 訴訟の経緯

当社は、平成 21 年 3 月 23 日付「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、平成 18 年当時の当社大株主であり顧客であった事業会社グループに対し、取締役会決議を経ずに売買代金の値引き及び買入契約を締結し、利益の供与により当社に損害を与えたとして、当社の前監査役を代表者として当社元代表取締役及び当社取締役を相手として訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起しておりました。

本件訴訟提起後、当社において経営陣の交代があり、現経営陣といたしましては、平成 21 年 4 月 20 日付「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟に係る第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、第三者調査委員会の調査結果を踏まえ、本件訴訟の請求原因が不十分な調査に基づいて構成されており事実と整合していない事から、本件訴訟は取下げが妥当であると判断しております。

本件訴訟に関し、監査役会においては、公判の進捗及び本件訴訟において補助参加いただいている株主様の意見等を鑑みた結果、公権的意見として司法の場における結論を得るべく訴訟を継続する事が判断され、本日の判決に至ることとなりました。

3. 判決の内容

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とし、補助参加によって生じた費用は原告補助参加人らの負担とする。

4. 今後の見通し

当該判決は元代表取締役及び現取締役の行為に違法性は認められないとするものであり、当社取締役会及び監査役会は当該判決を妥当であると判断しております。従いまして現時点において監査役は全員、控訴手続を実行する意思はございません。

当該判決により当社の平成 22 年 12 月期連結業績への影響はありません。

また、本件訴訟と同日付で提起しております元代表取締役及び元取締役に対する訴訟については現在審理中であり、訴訟の進捗に応じて速やかにお知らせいたします。

以 上